

特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施 に関し統一的な運用を図るための基準 (平成26年10月14日閣議決定)の見直し

背景

現行の運用基準VIにおいて、「特定秘密保護法の施行後5年を経過した場合においては、その運用状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする」と定められている。

見直しの概要

1. 法別表に掲げる事項の内容を具体的に示した事項の細目の見直し(4～6頁)
2. 具体的な情報が出現する前に特定秘密に指定する際の手続の明確化(10頁)
3. 特定秘密指定管理簿に記載する「特定秘密の概要」を具体的に記述すること(11頁)
4. 指定した特定秘密の一部が満了する場合の手続を明記(13頁)
5. 指定の理由の点検を年1回以上定期的を実施させるとともに、必要があると認めるときは臨時に実施させること(14頁)
6. 点検に当たっては、特段の秘匿の必要性を巡る状況の変化や特定秘密である情報と同一性を有する情報の公表状況等を確認させること(15頁)
7. 特定秘密の一部が指定の要件を欠くに至ったときは、当該部分を解除すること(15頁)
8. 国民の生命及び身体を保護する観点からの公表の必要性等の一定の条件が生じた場合に指定を解除すること及び公益上必要と認めるときは、特定秘密を編集又は加工し、公表すること(15頁)
9. 適性評価の実施に当たって作成又は取得した文書等の保存期間を5年に短縮(29頁)
10. 適性評価の実施に関する関係行政機関の協力内容について具体化(30頁)
11. 内閣府独立公文書管理監による検証・監察に、保存期間1年未満の特定秘密文書の中に保存期間を1年以上と設定すべきものがないかの検証・監察が含まれることを明記(32頁)
12. 保存期間1年未満の特定秘密文書については、「行政文書の管理に関するガイドライン」(平成23年4月1日内閣総理大臣決定)を踏まえて各行政機関の長が定める行政文書管理規則によることを明記(32頁)
13. 特定秘密文書の管理が適正になされるよう、行政機関の長による特定秘密の取扱いの業務に従事する職員に対する研修の実施を義務付け(38頁)
14. 行政機関の長は、情報監視審査会から必要な報告又は記録の提出を求められたときは、適切に対応すること(38頁)
15. 運用基準について、5年を目途に、又は必要に応じて見直すこと(38頁)
16. 「適性評価の実施についての同意書」、「質問票(適性評価)」及び「調査票(適性評価)」の見直し(別添2-1、5、6)